

係、收支状況等を勘案し、当面、次により運賃・料金の適正化を図る。

#### ア、都市間運賃・料金（略）。

大都市圏運賃 大手私鉄等の運賃水準を考慮し、必要な区間ににおいて、特別割引運賃、往復割引きつぶ及び割回数券を設定する。

イ、地方交通線運賃 バス等の運賃水準を勘案しつつ、特別運賃を設定し、収支の改善を図る。

また、第二臨調の「基本答申」（八二年七月）においても、「運賃については、当該地域における私鉄運賃、線区別原価等をも十分配慮して定める」と述べられていた。両者とも、「一つは異種交通機関との運賃調整、もう一つは線区別運賃制の導入を謳っていた。

さらに、再建監理委員会の「第一次緊急提言」でも同様の考えに基づいて、格差運賃の導入を提言していた。線区別・地域別運賃制の導入は、七九年一二月の「閣議了解」において認められており、この時の国鉄再建計画の重要な特徴の一つかつた。明治以来国鉄による一律運賃制を堅持してきたが、それを放棄し全面的な内補助方式を止めることになる。両者とも、「一つは異種交通機関との運賃調整、もう一つは線区別運賃制の導入を謳っていた。

八四年二月に国鉄当局は、運輸大臣に対し地方交通線の割増賃率を含む運賃値上げ申請を行つた。この値上げ申請について、國労は第一四〇回中央委員会の方針で、「現在、進められている国鉄運賃政策は赤字を値上げによって部分的に補填しようとするものであり、場当たり的なものである。運賃決定の原理が競争を前提とする市場価格でもなく、徹底した原価主義でもなく、国民生活に基礎をおいた体系でもない」と批判した。そのうえで運賃値上げと格差運賃制度導入に反対する具体的な取り組みを決めた。國労は二月十四日付けで運賃値上げの解説要求を出し、一六日に団体交渉を開いた。国鉄当局はこの席上でおおよそ次のようご回答した。

① 他の公共企業と異なり国鉄は厳しい競争にさらされており、競争力も失われつつある。政府、監理委からも一律運賃の是正を言われており、格差運賃については国民的合意が得られていると考える。

② 私鉄・バス運賃が国鉄運賃により抑制されているとは考へない。

③ 割増運賃で五〇億円の增收を見込んでおり、それなりの収支改善がはかられる。

④ 八四年度は極力経費節減に努め、収入確保についても様々な努力をすることで予算をつくつた。政府助成もあるが、それで貰えない部分を運賃改訂でカバーしたい。運賃改訂で借入金を抑えられる。

⑤ 今回の改訂が法に違反しているとは考えていない。国鉄再建特別措置法は地方交通線の収入確保に「特に配慮を」と定めている。

⑥ 今回の改訂は三本立てとなるが、抑制措置については監理委の提言もあり、私鉄との競合など総合的に勘案して決めたものだ。運賃の個々具体的な矛盾はやむを得ない。

また、運賃値上げは運輸審議会に諮問され、運輸審議会が三月十五、一六日に開いた公聴会では、格差運賃が主要な争点となつた。消費者代表の一人は、「地域別運賃制の導入は、公共料金の大原則である『公平の原則』を否定する。ローカル線を値上げしても增收分は五〇億円にすぎず、ローカル線の収支をはかるどころか、むしろ客離れを招き収支が悪化する」との反対意見を述べた。

#### 運賃値上げ反対闘争

八四国民春闘の取り組みと同時に、運賃値上げ反対の運動が展開された。国労は三月八日、指令八号を発して、運賃値上げ反対の具体的な取り組みの指示を出した。この指令にもとづき全国各

地の具体的な取り組みが実施された。七七の地方議会で決議や意見書の採択がなされた。四月四日、国鉄運賃値上げと地方交通線廃止に反対する中央集会が開かれた。集会には各地方の代表など二〇〇〇人が参加し、総理府、運輸省、自治省、国鉄当局と交渉した。

国鉄運賃値上げについて運輸審議会は、四月一〇日、地方交通線の一部区間の定期運賃の値上げ率を三〇%に抑えるという修正を行つたものの、ほぼ国鉄の申請どおりの答申を運輸大臣に提出した。この答申を受け運輸大臣は四月一三日に運賃・料金の値上げを許可し、申請を認め、二〇日から実施された。その内容は、東京・大阪の国電一般幹線（新幹線を含む）、ローカル線の三ダルトに分け、旅客運賃の値上げ幅に格差をつけるというものである。山手線、大仮環状線などは据え置き、総平均値上げ率は七・八%、運賃と料金の平均値上げ率は新幹線八・三%、幹線九・二

%、地方交通線一五・一%の値上げとなつた。旅客は、平均八・二%、運賃のみは八・八%の値上げであつた。

運輸審議会の答申が提出された日、国労は全交連とともに抗議していると答える。

① 他に、国労は二月十四日付けで運賃値上げの解説要求を出し、一六日に団体交渉を開いた。国鉄当局はこの席上でおおよそ次のようご回答した。

② 私鉄・バス運賃が国鉄運賃により抑制されているとは考へない。

③ 割増運賃で五〇億円の增收を見込んでおり、それなりの収支改善がはかられる。

④ 八四年度は極力経費節減に努め、収入確保についても様々な努力をすることで予算をつくつた。政府助成もあるが、それで貰えない部分を運賃改訂でカバーしたい。運賃改訂で借入金を抑えられる。

⑤ 今回の改訂が法に違反しているとは考えていない。国鉄再建特別措置法は地方交通線の収入確保に「特に配慮を」と定めている。

（①署名活動をはじめ具体的な取り組みが大幅におくれた。（②今

一 国労の国鉄再建提言  
国鉄研究会の国鉄再建「提言」

国労は一九八三（昭和五八）年一月に「国鉄研究会」（座長：局長昌信州大学教授）を書記長の諸問機関として設置した。この研究会の目的と運営方法は、国労との申し合わせ事項では次のように位置づけられた。

（①）この研究会は、国労の要請により、国鉄経営改革に関する「提言」を行つたため、各分野の専門研究者を結集して組織する。  
（②）研究会の「提言」は、各層の支持を得ることでできる実行可能な内容のものとなるような方法を採用する。そのため、国鉄労使のみならず、国鉄関係諸団体や行政機関などから幅広く事情聴取と収集した資料にもとづいて、研究会側の責任において「提言」をまとめる。（④）「提言」をどのように受けとめ、取り扱うかはあくまで、国鉄労働組合の主体的判断と責任にもとづいて取捨選択を委ねる。」

国鉄研究会は、八四年一〇月五日に「国鉄の経営再建に関する提言」を国労に提出した。「提言」は、大きくは《総論》と《提言》に分かれ、《総論》は国鉄経営再建の対策を「構想するに当たつて用いた分析的理論的フレーム」と視角」を述べており、「提言」は国鉄経営再建試案と題されていた。最も重要な経営形態については提言のなかで次のように述べられてきた。

（一）鉄道事業は、「自然独占」的性格が強一、また現在なお競争上強い地位を保持している事業分野や路線があること考慮するならば、民営の一般企業形態は選択肢に入らない。また、鉄道事業は、純粹な「公共財」といえないから、租税を財源とし一般会計と直結する政府直営形態も選択肢には入らない。」経営形態としては「仮に『公社』という名称を継承したとして、新会社として再発足す

（二）いざれかに改称して、公社の更正による再建をはかる方が現

決起をかちとれなかつた指導上の不十分さもあり、五九・二ダイヤ改正後の過負担などをかかえて職場を基礎とした運動の高揚を十分にかちとることができなかつた。この結果にみられるように、すべての闘いにおける職場・地域ごとのアンパラスは依然として克服されていない。④今回の運賃値上げ反対闘争の重要性にもかかわらず、ナショナルセンター規模での大衆行動に取り組むことができなかつた。

#### 第六節 国労の国鉄再建提言

##### 国鉄研究会の国鉄再建「提言」

国労は一九八三（昭和五八）年一月に「国鉄研究会」（座長：局長昌信州大学教授）を書記長の諸問機関として設置した。この研究会の目的と運営方法は、国労との申し合わせ事項では次のように位置づけられた。

（①）この研究会は、国労の要請により、国鉄経営改革に関する「提言」を行つたため、各分野の専門研究者を結集して組織する。  
（②）研究会の「提言」は、各層の支持を得ることでできる実行可能な内容のものとなるような方法を採用する。そのため、国鉄労使のみならず、国鉄関係諸団体や行政機関などから幅広く事情聴取と収集した資料にもとづいて、研究会側の責任において「提言」をまとめる。（④）「提言」をどのように受けとめ、取り扱うかはあくまで、国鉄労働組合の主体的判断と責任にもとづいて取捨選択を委ねる。」

国鉄研究会は、八四年一〇月五日に「国鉄の経営再建に関する提言」を国労に提出した。「提言」は、大きくは《総論》と《提言》に分かれ、《総論》は国鉄経営再建の対策を「構想するに当たつて用いた分析的理論的フレーム」と視角」を述べており、「提言」は国鉄経営再建試案と題されていた。最も重要な経営形態については提言のなかで次のように述べられてきた。

（一）鉄道事業は、「自然独占」的性格が強一、また現在なお競争上強い地位を保持している事業分野や路線があること考慮するならば、民営の一般企業形態は選択肢に入らない。また、鉄道事業は、純粹な「公共財」といえないから、租税を財源とし一般会計と直結する政府直営形態も選択肢には入らない。」経営形態としては「仮に『公社』という名称を継承したとして、新会社として再発足す

（二）いざれかに改称して、公社の更正による再建をはかる方が現

実性がある。その際、これらの経営形態は、政府全額出資であることは必ずしも十分条件ではない。民間資本参加の途を聞く方が望ましい経営成績を期待できる。企業分割についての途を行わず、「本社機構は不可欠であるが、本社に残す権限は「本社でしか担当しえない最小限の業務執行に関するもの」とし、それ以外の業務は「可能な限り下位部門に権限を委譲する」ものとし、それらのような仕組みを考えておかねばならない。」

このように提言は、国鉄の公共性より経済性重視の考え方、民営化の方向、分割につながる分権化・減量化は不可避とするを方などとつており、国労は提言の基調に同意できなかつたので、「およそ国労の運動方針とはそぐわない内容である」と、提言の主要部分を否定した。

### 国労の国鉄再建案

国労は、一九八四年八月に開いた第46回定期全国大会(伊東)で、国鉄の分割・民営化反対・首切り(余剰人員対策)二項目撤回案を決めるとともに、国労独自の国鉄再建案を作成することを決定。この決定にもどづき作業がすめられ、八五年三月の第一回中央委員会で「国鉄再建への道」を題する案を提出し、承認された。この時期政策要求を提起したのは、国鉄解体の攻撃を許さず国鉄労働者と国鉄関連労働者はもちろん広くは交通運輸労働者全体の雇用と労働条件をどう守りぬかを基本にすえ、国民的合意のもとで臨調!!行革攻撃に反撃する幅広い闘いの戦線を作りあげていく意味で、国鉄再建の政策要求の提起が緊急の課題となつていたからであつた。

この政策要求は、「I 国鉄危機の現状とその原因」、「II 国鉄内閣の基本的視点」、「III われわれのめざす国鉄(われわれの要求)」三つの部分から成り立つていて。

### I 国鉄危機の現状

年度でみて二〇兆円の累積債務への元利払いに、单年度赤字(二兆六六〇四億円)を上回る二兆七八〇億円を費消し、やがては借入金のすべてを元利の返済に当てる事態が迫っていること、②輸送の危機、公共交通の危機については、不採算部門の切り捨てなどにより出していること、③物販や地方交通線の切り捨ていの状態を作り出していること、④教育に危機をもたらしていること、④国鉄に働くすべての労働者の雇用と労働条件を悪化させ、労働者の権利を危機にさらしていることを指摘し、こうした国鉄危機をもたらした原因として、「第一の原因」産業構造の変化と自動車優先、総合交通政策の欠如、「第二の原因」基礎施設に対する政府投資の不均衡、借金による設備投資と利

子負担の増、「第三の原因」特定人件費の急増、「第四の原因」公金を増加させる赤字累積方式、「第五の原因」政府・国会による「非分割・地域分権」を提言した。鉄道の全国ネットワークを適切に維持・運営のためには全國一社制が必要。一方、地域の実情を適切に反映できる体制ではなければならず、集権と分権を最適化の複合する諸原因のからみあいが危機を深化させたとし、このからみ合いをときほぐし、「具体的な解決策を実行することなくしては国鉄の再生」はありえないとした。

「II 国鉄再建の基本的視点」として、①国民の「移動手段の確保(交通権)こそ國の責任であり、公法上の法人たる国鉄こそその義務を負い、これを維持・発展させることができること」、②「私企業には期待できない公企企業体の積極的意義の確認と民主的改革」が必要であること、③国鉄で働くすべての労働者の雇用と労働条件を守り改善することが、安全輸送を確保するに不可欠であること、④国鉄はこれまで全国ネットワークによる輸送サービスを続けてきたことによつて有形、無形の社会的便益を提供してきたが、「このような金銭以外の便益として利用され享受されている部分に対しても、公共交通機関にふさわしい費用負担原則を確立」すべきである、と述べた。

「III われわれのめざす国鉄(われわれの要求)」として、「①公共交通を守れる国鉄、②利用しやすい、民主的運営の国鉄、③社会の発展に寄与できる国鉄、④積極的な事業活動のできる国鉄、⑤安定した経営のできる国鉄、⑥労働者の雇用が守れる国鉄」を掲げた。

国労の「国鉄再建への道」と題するこの再建案は、比較的新しい考え方である「交通権」の立場を鮮明にし、国鉄を公共企業体として維持・発展させることの積極的意義を打ち出していった。以上の再建政策をもとに国労は、八五年四月に国民向けのパンフレットを作成し、配布した。このパンフレットは国鉄の分割・民営化の問題点として、「全国ネットワークを破壊し、国民の移動する権利を奪う、各種設備などを「ムダを多くする」「安全・公害増を防ぐ」、各分野に対する「技術開発」、「国鉄用地を、財界や一部の政治家の思うままにする」「利用者の負担増をまねく」「貨物・バス輸送を切り捨てる」「労働条件を切り下げる」などをあげた。

### 三 社会党、総評の国鉄再建提言

#### 社会党の「国鉄再建提言プログラム」

国労の諮問機関である「国鉄研究会」の提言が国労に提出された同じころ、社会党の「国鉄再建対策委員会」(小柳勇委員長)は国鉄再建案をまとめた。社会党は国鉄の分割・民営化に当初反対していたが一九八四年一〇月五日にまとめた「国鉄再建プログラム」はそれまでの異なる方向を打ち出した。国鉄の経営形態について、監理委員会の分割・民営化方針を「国鉄の再建でなく、海運などの交通機関との間に新たな補完、連携関係に立つ鉄道ネットワークの形成、再編成が必要である」と述べた。こうした

総評は一九八五年二月七日、第七回臨時大会を開いた。大会初日の春闘方針提起のなかで事務局長は、「国鉄の分割・民営化問題を『今年最大の政治的イベント』と位置づけ、総評独自の国鉄再建案を三月までにまとめる方針を明らかにした。二月二〇日、総評大評議員会において総評提言素案」として「国鉄再建政策」を発表し、この素案を七月の定期大会にむけて、全国一〇〇〇カ所で討論集会を開いて検討を加えることを決定した。そして、加盟単産をはじめ関連組合や共闘組織と県評・地評会において検討を加え、さらに一〇〇〇カ所討論集会での討論を重ねたうえで原案を練つた。総評第七回定期大会(七月十五日)には、この再建案の第二次案が提起された。

#### 総評の「国鉄再建政策」

ながら、地域の実情にあわせた交通体系の整備を図ることができることを明確にし、国民多数派の理解がえられるよう努めるところを明らかにし、国民多数派の理解がえられるよう努めた。そして、国鉄再建監理委員会の基本認識と問題点では、「今日われわれは交通システムとしての国鉄問題は二つの視点からとらえなければならない」と述べ、「①今の国鉄の経営危機をどう解決するか、②日本の将来の公共交通システムをどう設定するのかの二点から見る必要がある」とし、監理委員会の再建案は①の対応だけで、②の視点が欠落していると批判した。そのうえで「われわれの国鉄改革の基本的視点」で「二一世紀に向けて鉄道ネットワークを存続させるが、その場合マイカルやネットワークの形成、再編成が必要である」と述べた。こうした

中長期的展望をふまえたうえで、国鉄改革の基本的方向として、  
①過去債務及び赤字原因にメスを入れて取り除くこと、②二  
世紀像に必要な将来の投資資金をいかに調達するか、の二点が

解消されなければならないである。③またその中期はでき  
る限り支出をきりつめ、多くの民営手法をとり入れて「官僚的  
体質から脱皮し、経営基盤の確立をはかる必要がある」とした。

つづいて、「国鉄改革のための具体的提案」と「国鉄経営の安  
定化のために」が述べられ、「国鉄経営の安定化のために」、①  
長期債務は政府の責任で処理する、②国鉄に対する過度の政治  
介入をあらため、国鉄の管理者に、定の経営責任を負わせる、  
③特定人件費は政府の責任で処理する、④通学定期の割引や身  
体障害者割引などの公共負担は国の負担で処理する、⑤国鉄の  
組織は新たな公共企業体とするが、分権化を徹底し、「本社は全  
般的な経営戦略、地方機関の調整、技術開発、海外協力、全社  
的労働条件の決定などを行う」などを提案した。

### 三 鉄労の「地域本社制」提言

鉄労は、一九八四年六月の第四五回中央委員会において「地域  
本社制導入」を柱とした「国鉄経営再建に関する鉄労の意見と提言」  
を提起し、職場討議にかけ、八四年九月の第一七回定期全国大会  
で正式決定した。

この提言は、現行制度の延長線上での再建は不可能との立場か  
らなされている。すなわち、「昭和五六年に経営改善計画が策定さ  
れて以降、今日まで三年が経過した。この三年間の経過と実績を  
冷靜に分析し、総括してみると、残念ながら現行の制度・手法及  
び経営者の姿勢では、国鉄改革と再建は不可能である。したがつ  
て、わが国における鉄道特性を發揮しうる経営体制へと転換をはか  
るべきで、その場合に「現行制度の悪弊を除去すると共に徹底した  
分権化をはかり、民間的手法の大導入を可能とするなど、経  
営者の権限と責任によって可能な限り自由に企業意志を決定でき  
ることを基本とした経営システムへと改革しなければならない。」  
経営規模を適正に区分し「地域本社制」で再建をすすめるべきだ  
と提言した。

この内容は、八一年の「国鉄経営改善計画」について「鉄労  
の意見」(五月に発表)を変更するものであつた。そこでは、従来  
の再建計画が破綻した理由を、年来の主張と同様、労使関係上の  
問題点と交通政策および行政財政上の問題点に分けて指摘し、國鐵  
の分割・民営化についてはいわゆる「出口論」を主張していた  
あつた。

今回の提言は具体策が八五年三月に発表されたが、ここで地域  
本社制の内容が次のように明確にされた。

「地域本社制への移行とは、単なる国の機関としての輸送業か  
ら『鉄道を中心とした地域の総合産業』へと脱皮することである。  
従つて、各地域本社は、地域の特性に応じて可能な限り自由に  
事業経営を行える体制とすべきであつて、経営形態は『民営』  
であり、機能的には『独立した会社』である。」この地域本社は、  
「当初『政府持株の特殊会社』として発足するが、一定期間の後  
に、逐次『株式会社』に転換する。地域本社の区分は、本州を  
四区分(東北、関東、中部、関西)し、北海道、四国、九州を島  
別に区分して、七つの地域本社と東海道・山陽新幹線本社を創設  
する。」

鉄労は「地域本社制とは民営・分割となつた場合の新会社のひと  
つの呼称と考えたほうが理解しやすい」といつており、分割・民営  
化を提言したのである。そして、これらの地域本社で鉄道輸送に  
従事する社員を「私鉄並み効率で推計」すると、二〇万人とはじ  
きだしていた。「私鉄並み効率で推計」すると、二〇万人とはじ  
きだしていた。